

SUKUMO CITY.

宿毛市

広報すくも 2020.5

PICK UP

- P3 宿毛市へのふるさと納税
- P4-5 令和2年度宿毛市当初予算
- P20 宿毛の教育について



農業研修

in (一社) スタートアグリカルチャーすくも

(一社) スタートアグリカルチャーすくも

農業の担い手育成のため昨年度発足した農業公社です。
研修生がイチゴの栽培をしながら農業研修に取り組んでいます。

寄贈のお礼

図書寄贈（3月19日（木）寄贈）

（公財）坂本報効会（理事長 坂本 嘉廣 様）から坂本図書館へ合計118冊の図書を寄贈していただきました。ありがとうございました。

◆寄贈図書 大江健三郎全小説／シリーズ日本の中の世界史／日本の伝説／10歳までに読みたい日本名作／SFショートストーリー傑作セレクション ほか



図書カードの寄贈（3月17日（火）寄贈）

国際ソロプチミスト幡多から坂本図書館に図書カード（3万円分）を寄贈していただきました。ありがとうございました。

購入した図書は、1階の新作図書コーナーに展示の後、2階の「国際ソロプチミスト幡多文庫」の書架に配架となります。



問 坂本図書館 ☎ 63-2654

大島桜公園サイクリングロード完成

大島桜公園頂上から「宿毛リゾート 椰子の湯」近くの市道「大島中央線」へ接続するオフロード（未舗装路）のサイクリングロードが開通しました。



問 商工観光課 ☎ 63-1119

令和2年度 宿毛市金婚夫婦表彰式

四万十市で開催される高知新聞社等主催の「金婚夫婦祝福式典」に合わせて「宿毛市金婚夫婦表彰式」を執り行います。該当されるご夫婦はぜひご参加ください。宿毛市では出席される方々を無料送迎バス（12時30分 宿毛文教センター発）で送迎いたしますのでご利用ください。

第63回 金婚夫婦祝福式典

日時 9月1日（火）14時～

場所 新ロイヤルホテル四万十

資格

昭和45年1月1日～12月31日に結婚された県内在住のご夫婦（期間以前でも初参加なら可）

申込先 〒780-8666 高知市本町3-2-15

（株）高知新聞企業事業企画部「金婚式」係

☎ 088-825-4328

締切 6月8日（月）必着

申込方法

お二人の氏名（ふりがな）、生年月日、年齢、職業（無職の場合は元職）、郵便番号、住所、電話番号、結婚記念日、氏名等の新聞掲載可否を明記したものを申込先まで郵送してください。（戸籍抄本は不要です）

主催（株）高知新聞社

RKC 高知放送

（社）高知新聞社会福祉事業団



※インターネット申込の詳細は高知新聞社企業ホームページでご確認ください。

※代理申込の場合は必ずご夫婦の同意を得たうえで、記入者の氏名、ご夫婦との関係、電話番号を明記し、お申込みください。

※ご夫婦にまつわるエピソードがございましたら、便箋等にお書きいただき同封ください（任意）。取材の参考にさせていただきます。

問 企画課 ☎ 63-1118

宿毛市へのふるさと納税

令和元年度受付分（令和2年3月末現在）として、のべ30,091名の方にご寄附をいただきました。

寄附総額 3億9,781万9,243円

令和元年度は、合計2億1,803万円を様々な事業に活用させていただきました。

（いただいた寄附金は、その用途ごとに基金に積み立て、必要な事業に取り崩して活用しています。）

令和元年度活用事例



●通学用のヘルメット購入事業



●事務系事業立地促進事業



●お花おもてなし事業



●水生生物調査学習授業など40事業

たくさんのあたたかいご支援、本当にありがとうございました。宿毛市発展のため、大切に活用させていただきます。

問 企画課移住定住推進室 ☎ 63-1118

地区名の募集

宿毛市では南海トラフ地震などの大規模災害を想定する中で、発災直後の迅速な対応が非常に重要なため、平時から様々な対策を講じています。そういった事前復興の観点から市役所庁舎・保育園・宿毛海上保安署・宿毛警察署・幡多土木事務所宿毛事務所などが移転するため、現在、小深浦地区と錦地区にまたがるエリアの高台造成工事を進めています。

新たに生まれるこの高台エリアが市民の皆さんから親しまれるよう、地区の名称を募集します。地区名が決定したら、広報すくも、宿毛市ホームページなどで発表します。

募集期間 5月1日（金）～6月30日（火）

募集資格 宿毛市在住または宿毛市に通勤・通学している小学生以上の方

応募賞 応募者全員の中から抽選で賞品をプレゼントします。※当選は賞品の発送をもって代えさせていただきます。

募集方法 宿毛市ホームページ（QRコード）から投稿または都市建設課および各支所、宿毛市ホームページおよびにある応募用紙に必要事項をご記入のうえ、市役所および各支所に設置した応募BOXに入れご応募ください。※郵送（当日消印有効）、FAXでも応募できます。

注意事項 応募用紙をご確認ください。

選定基準 審査は、次の基準で選定を行います。

- 語感の響きがいい ●印象的である ●親しみやすい ●覚えやすい
- オリジナル性が感じられる（市内における地域の地名などと重複していないこと）

応募先 都市建設課 国土調査係 〒788-8686 桜町2番1号

問 都市建設課 ☎ 63-1120 FAX 63-2210



イメージ図



令和 2 年度 宿毛市当初予算

一般会計総額 158 億 7,234 万 8 千円

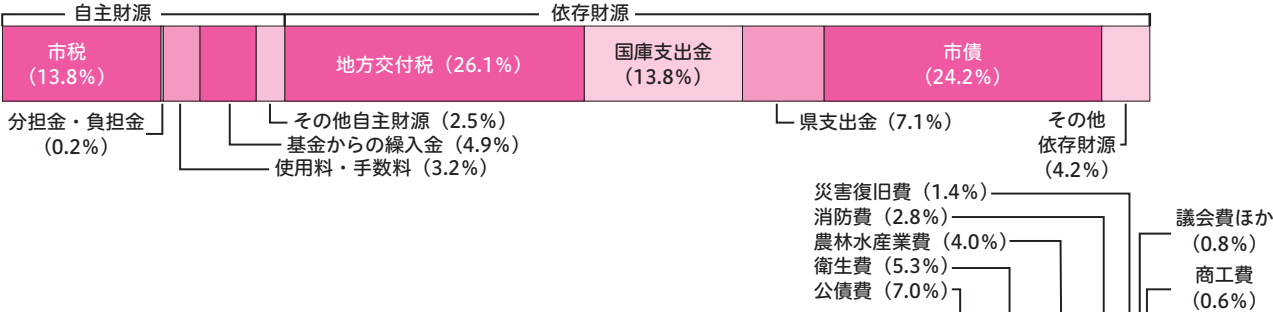
歳入

款 別	予算額	構成比
自主財源		
市税	21 億 9,321 万 7 千円	13.8%
分担金・負担金	3,266 万円	0.2%
使用料・手数料	5 億 694 万 9 千円	3.2%
基金からの繰入金	7 億 7,171 万 5 千円	4.9%
その他自主財源	3 億 9,785 万 7 千円	2.5%
合計	39 億 239 万 8 千円	24.6%
依存財源		
地方交付税	41 億 5,000 万円	26.1%
国庫支出金	21 億 8,259 万 7 千円	13.8%
県支出金	11 億 2,398 万 4 千円	7.1%
市債	38 億 3,822 万円	24.2%
その他依存財源	6 億 7,514 万 9 千円	4.2%
合計	119 億 6,995 万円	75.4%
総 計	158 億 7,234 万 8 千円	100.0%

歳出（目的別）

款 別	予算額	構成比
民生費	47 億 8,728 万 4 千円	30.2%
教育費	35 億 4,615 万 5 千円	22.3%
総務費	25 億 260 万 2 千円	15.8%
土木費	15 億 5,122 万 3 千円	9.8%
公債費	11 億 325 万 1 千円	7.0%
衛生費	8 億 4,387 万 4 千円	5.3%
農林水産業費	6 億 4,014 万 8 千円	4.0%
消防費	4 億 4,437 万 6 千円	2.8%
災害復旧費	2 億 2,459 万円	1.4%
議会費ほか	1 億 3,078 万円	0.8%
商工費	9,806 万 5 千円	0.6%
総 計	158 億 7,234 万 8 千円	100.0%

歳入



歳出



性質別歳出 年度別比較表

	人件費	扶助費	公債費	物件費	補助費等	維持補修費	普通建設事業	災害復旧事業	その他の経費
令和 2 年度 158 億 7,234 万 8 千円	22 億 1,136 万 2 千円	21 億 9,603 万 2 千円	11 億 325 万 1 千円	12 億 3,762 万 4 千円	17 億 4,380 万 5 千円	48 億 8,137 万 8 千円	21 億 9,059 万 1 千円		
令和元年度 146 億 3,474 万 6 千円	19 億 7,329 万 6 千円	23 億 2,454 万 3 千円	12 億 3,043 万 6 千円	13 億 485 万 8 千円	17 億 6,582 万 5 千円	25 億 1,969 万 3 千円	15 億 4,520 万 3 千円	18 億 8,634 万円	

- 歳入
地方交付税
行政が仕事をしていくために標準的な経費を算出し自治体の収入で足りない部分について国から交付されるもの。
- 市債
道路の改良や建設事業などを行う際の、事業費に対する財源不足を補う借金。
- 歳出
民生費
子ども・高齢者・障害者などの福祉や人権政策などのための費用。
- 衛生費
ごみ処理などの環境整備や検診、予防接種などのための費用。
- 扶助費
障害者、高齢者、児童、生活困窮者などを援助するための費用。
- 公債費
市債を返済していく費用。
- 物件費
委託料（ごみの収集業務、システムの保守業務など）、光熱水費、電話料、郵便料、事務用品や旅費などの費用。
- 補助費等
各種団体やイベントへの補助金、一部事務組合（消防、ごみ処理など）への負担金などの費用。
- 普通建設事業
道路、公園、住宅、港湾などの施設整備の費用。

用語解説

一般会計

本年度の一般会計予算は、産業振興・観光振興・防災対策・人口減少対策・子育て支援対策・高齢化社会対策・文化芸術とスポーツ振興を重要施策に位置付け、宿毛市の「まち・ひと・未来」のために実効性のある予算編成を行いました。その結果、総額は158億7,234万8千円となり、前年度より12億3,760万2千円、約8.5%の増となりました。

今後も厳しい財政運営が予想されますが、限られた財源の中でより効率的、効果的な運営に努めていきます。

一般会計の主な事業

「食を活用した地域活性化事業」2,904千円

地域資源（地域の産品、地域の取り組み）の棚卸・整理（取りまとめ）による情報発信（情報の一元化）により地域資源を消費者（市内外）に対してPRするとともに、「食」と「自転車」を合わせたインセンティブ事業の実施により地域の魅力を発見・発信するもの。

地域農業の実践とプロモーション事業 3,198千円

ハウスイチゴ栽培を研修し、地域農業を実践するとともに、市内外への特産品のプロモーション・販促活動を行う新たな農業担い手を確保するため、地域おこし協力隊を採用するもの。

宿毛市産材活用木育事業 1,300千円

森林に恵まれている宿毛市として、ぬくもりのある木製スプーンと玩具を贈り、市民の豊かな生活を願うとともに、木に触れ、木を使う機会を創出することで、木と共に生き環境について考えていく文化を創造するもの。

すくもサニーサイドパーク再生事業 6,369千円

すくもサニーサイドパークの施設改修について、具体的な改修内容を決定するため、専門業者に当該施設の再生に係る基本構想の作成を依頼し、当該施設の魅力回復を図るもの。

市街地地盤調査事業 2,766千円

常時微動調査による分析と評価を行い、人口密集地の揺れやすさ、液状化リスクを把握

すること、重要避難道の特定、住宅耐震化、ブロック塀撤去の促進につなげるもの。

水害ハザードマップ作成事業 9,801千円

国および県の作成する中筋川および松田川の洪水想定を元に両河川における洪水ハザードマップを作成するもの。

子育て世帯家賃補助事業 600千円

子育て世代の宿毛市への移住定住を促進し、人口増加と地域の活性化を図るため、補助要件を満たす子育て世帯を対象に、市内の民間賃貸住宅の居住に係る経費の一部を補助するもの。

遍路道（松尾峠）調査事業 3,225千円

四国内で推進している「四国へんろ道」世界遺産登録にむけて、逐次道中の関連史跡の文化財指定が進めらる中、松尾峠一帯の国史跡指定に向けた取り組みとして、測量、試掘調査を含めた報告書をまとめ、文化庁に向けて国史跡への意見具申を提出するもの。

宿毛市総合運動公園MTBコース整備事業 1,534千円

宿毛市の交流人口の拡大やスポーツ合宿誘致に繋げていく

ため、ヨーロッパで活躍している竹之内悠氏の監修によるマウンテンバイクコースを整備するもの。

特別会計

特別会計は、特定の事業を行う場合にその経費を明確にするため、一般会計と区別して設けられる会計です。

宿毛市では、令和2年度は表のとおり、国民健康保険事業から後期高齢者医療まで11の特別会計を設けています。

本年度の特別会計予算総額は、67億1,689万5千円で、

企業会計

前年度に比べ全体で1億6,970万8千円の増となっています。

企業会計は、地方公共団体の経営する会社のようなもので、地方公営企業法の適用を受けるものをいい、宿毛市では水道事業会計がこれにあたります。

本年度の水道事業会計予算は7億6,611万6千円で、前年度より4,308万7千円の増となっています。

会計		予算額	前年度比 (増減率)
一般会計		158億7,234万8千円	8.5%
特別会計	国民健康保険事業	28億3,252万3千円	0.9%
	へき地診療事業	5,498万円	3.0%
	定期船事業	1億3,024万8千円	11.8%
	特別養護老人ホーム	1億1,953万円	6.6%
	学校給食事業	2億229万2千円	-4.0%
	下水道事業	6億778万2千円	16.2%
	国民宿舎運営事業	1,414万9千円	-50.0%
	介護認定審査会	381万4千円	0.5%
	介護保険事業	24億1,869万円	3.0%
	土地区画整理事業	1,198万7千円	-54.4%
	後期高齢者医療	3億2,090万円	1.4%
	合計	67億1,689万5千円	2.6%
水道事業会計		7億6,611万6千円	6.0%

コミュニティナースってどんな人？

昨年、地域の医療を支える宿毛市医師会と宿毛市社会福祉協議会と宿毛市が連携し、市民が心身ともに健康を維持し、安心して自分らしい暮らしを続けられるまちづくりを目指して「宿毛市の健康的なまちづくり連携協定」が締結されました。その取り組みの一つとして、現在コミュニティナースが活動しています。

暮らしの中で出会う医療の専門職です。町なかで気軽に健康チェックし、身体や生活の気になることを一緒に考え、毎日の安心と楽しいをサポートします。

こんなときお声掛け下さい。コミュニティナースが喜んでお伺いします！！

個人で

- ひとりで寂しい。話し相手が欲しい…。
- 病院でもらった薬のことを知りたい。
- 介護保険にはまだ早いけど、生活しづらくなってきた…。

地区で

- 百歳体操・ミニデイなどで健康チェックしたい。
- みんなで集まる機会をつくりたい。
- 公園・神社の草が伸び放題…手入れしたい。

こんなところに行っています

- はなちゃんバスに乗車ー楠山線、栄喜線、舟の川線、藻津線
- 配食利用の方の訪問
- 百歳体操・ミニデイでの健康チェック・相談
大海・田ノ浦・藻津・西町・片島・橋上・神有など



コミュニティナース
中野 知美 さん

外出自粛や
感染予防などで
気になる相談も
お寄せください。

問 長寿政策課 ☎ 63-9112

宿毛市が取り組む小中一貫教育

宿毛市では、義務教育の9年間を見通した系統的な教育を行うことで子どもたちの学力を高め、豊かな人間性や社会性を育てていく小中一貫教育の実践研究を小筑紫小学校、小筑紫中学校で行ってきました。

両校では「夢に向け努力を続けるつくしの子」を共通のスローガンとして小中一貫教育に取り組み、取り組みを進めるにあたって小中を4つのブロックに分け、研究に努めました。



小学校での外国語授業

実践研究では、小学校のきめ細やかな指導や中学校の専門性を生かした指導を小中それぞれで学び合うことができ、行事においても合同の避難訓練や昼食会、英語でのインタビュー、中学生の読み聞かせ、九九の聞き取り等で両校の交流を深めていきました。

特に外国語（英語）教育には力を入れ、小学校3～6年生での外国語授業では、中学校の英語教員が乗り入れ、授業を行いました。児童へのアンケートでは、英語を使う仕事をしてみたいと思う児童の割合が増加し、また、英語検定では小学校の受検率は50%、中学3年生の3級習得率は50%を達成することができました。このことは、両校が進めてきた小中一貫教育の一つの成果であると考えています。

宿毛市では、今後も両校での小中一貫教育に取り組むとともに、
他の学校での小中一貫教育の取り組みを進めていきます。

問 学校教育課 ☎ 63-1120



那須 まなか
(健康推進課)



大海 州生
(福祉事務所)



濱口 勝太
(税務課)



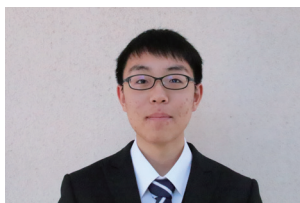
三重野 恵介
(企画課)



吉村 敬済
(危機管理課)



河原 空
(産業振興課)



三松 拓哉
(土木課)



川島 大輝
(土木課)



三代木 莉穂
(山田保育園)



宮地 拓磨
(企画課(定期船))



西井 昂広
(山田保育園)

問 総務課 ☎ 63-0948

新型コロナウイルスに関する人権への配慮

宿毛市においても新型コロナウイルスへの感染が報告されていますが、感染者や関係者などに対して不当な差別や誹謗・中傷などの人権侵害があってはなりません。不確かな情報に惑わされることなく、一人ひとりがお互いを思いやり、国や県、宿毛市からの正しい情報に基づき、冷静に行動していただきますようお願いいたします。

また、法務省の人権擁護機関では、不当な差別などの人権問題についての相談を受け付けています。

相談窓口

みんなの人権110番(全国共通人権相談ダイヤル) ☎ 0570-003-110

子どもの人権110番 ☎ 0120-007-110

※どちらも平日8時30分～17時15分まで

問 人権推進課 ☎ 62-0225

お誕生おめでとう (令和2年3月受付分)

住 所	赤ちゃん	保護者
桜町	穂満 萌乃華	正嗣
小筑紫町伊与野	谷口 さよ	和孝
幸町	竹中 蓮	嗣人
宇須々木	山口 蒼斗	和也

ご冥福をお祈りします (令和2年3月受付分)

住 所	氏 名	享 年
西町3丁目	山中 學	91
小筑紫町小筑紫	永富 徳次郎	95
平田町戸内	濱田 晴信	74

※本コーナーの記事は、家族などからの申し込みにより掲載しています。
(敬称略)

問 市民課 ☎ 63-1112

情報コーナー

i 乳児健診で運動発達について相談できます

赤ちゃんは生まれてからの1年（乳児期）の間に、首のすわり・寝返り・はいはいなど著しく運動機能が発達します。これらは突然できるようになるのではなく日々の関わり方が大切です。

宿毛市では、今年度から乳児健診に理学療法士を配置し、お子さんのもつ力を引き出せるようアドバイスします。遊びや抱っこ仕方などお子さんの発達についてお気軽にご相談ください。

問 健康推進課 ☎ 63-1113

i 坂本ダムからのお知らせ

松田川周辺にいるときは、坂本ダム放流の警報音と放送にご注意ください。

もし、川にいるときに放流警報が出たらすぐに川から上がり安全な場所に避難してください。

坂本ダムの警報音は、普通のサイレンの音とは異なります。警報音を認識していただくために次の予定で坂本ダムから笹川合流点までの地域に警報音を出します。なお雨天の時は中止します。

実施日

5月7日（木）、5月14日（木）、5月21日（木）、5月28日（木）
※すべて14時30分に実施します。

※坂本ダムの貯水量または流域の雨量などの坂本ダムの情報は☎62-6521で確認することができます。

問 幡多土木事務所宿毛事務所施設管理課 ☎ 63-2141
坂本ダム ☎ 62-6510

i 土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

日時

6月1日（月）まで
8時30分～17時15分
（土・日・祝日を除く）

場所 税務課**対象者**

土地・家屋の固定資産税納税者

持参物 免許証など本人であることが確認できるもの

※代理人の場合は、委任状が必要

問 税務課 ☎ 63-1203

i 宿毛文教センター臨時休館

5月18日（月）は、宿毛文教センター全館の殺虫消毒を行うため、入館することができません。当日は職員（管理人含む）が終日不在となります。

問 中央公民館 ☎ 63-2618

i 清掃ボランティア支援事業

当事業を活用し、道路や公園などで、清掃のボランティア活動を行う個人や団体を募集します。

対象者

クリーンデー以外に市内の道路や公園などの公共の場所で清掃ボランティアをする個人または団体

活動支援

- 公共用ごみ袋の提供
- 清掃ごみの回収（搬出の場所や日時、方法は別途、指定します。）

問 環境課 ☎ 63-1697

i 自動車税の納付

5月上旬発送予定の自動車税の納期限は**6月1日（月）**となっています。必ず納期限までに銀行・郵便局・農協などお近くの金融機関で納付をお願いします。

また、コンビニでの納付が可能です。平日に納付できない方は、納税通知書をご持参のうえご利用ください。

簡単・便利な口座振替も利用できます。

身体障害者などの方の減免手続き期限も**6月1日（月）**までとなっています。

※コンビニ納付について詳しくは納税通知書の裏面をご覧ください。

問 高知県幡多県税事務所
☎ 0880-35-5972

i 忘れずに提出を！現況届

農業者年金を受給されている方は、現況届を提出してください。

- 現況届は、5月末頃に直接受給権者ご本人宛に送付します。
- 現況届は、受給権者ご本人が署名・記入して6月中に農業委員会に提出してください。
- 現況届の提出がない時は、11月の支払いから現況届が提出されるまでの間、年金の支払いが差し止められます。

問 農業委員会事務局
☎ 63-1101

工業統計調査

総務省・経済産業省



工業の実態を明らかにすることを目的に製造業を営む方を対象とした重要な統計調査です。調査は6月1日時点で行われます。今回から、調査員の回収は行わず**オンライン回答・郵送**での回答となります。

調査へのご理解・ご協力をお願いします。

問 企画課 ☎ 63-1118

￥ 新型コロナウイルス 市税における猶予制度

納税者（ご家族を含む）が新型コロナウイルスに感染された場合のほか、新型コロナウイルスの影響を受けるなど、次のようなケースに該当する場合は、市税の納付に限り、原則1年以内の猶予が認められる制度があります。個別の事情をお聞きしたうえで審査いたしますので、まずは税務課収税係にお気軽にご相談ください。

※徴収の猶予…地方税法第15条

対象となるとき

- 新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合
- 納税者ご本人または生計を同じにするご家族が感染した場合
- 納税者の方が営む事業についてやむを得ず休業をした場合
- 納税者の方が営む事業について利益の減少などにより、著しい損失を受けた場合

申請による換価の猶予

市税を一時に納付することができない場合、申請による差押財産などの換価の猶予制度があります。税務課収税係にご相談ください。

※申請による換価の猶予…地方税法第15条の6

※国税についても、猶予制度がありますので中村税務署にご相談ください。

問 税務課 ☎ 63-1115
 中村税務署 ☎ 0880-35-2135

i 認知症予防教室開催

5月は「楽しく動いて笑って脳トレ」です。

日時 5月29日（金）
 14時～15時

場所 医療法人祥星会
 聖ヶ丘病院 作業療法室

参加費 無料 **申込** 不要

駐車場 有

問 聖ヶ丘病院 地域連携推進室
 中野・長尾 ☎ 63-2146

￥ 危険老朽空き家除却事業

空き家対策として、地域の活性化と市民の安全・安心の向上を図るため、危険老朽空き家を解体する場合、費用の一部を補助します。

対象 宿毛市内にある長期にわたり使用されていない個人の居住用住宅または空き建築物で、老朽化が著しく危険性がある住宅

補助金額 解体などに要する費用の5分の4以内（上限額160万円）

募集件数 6件程度

申請書配布場所 都市建設課

申請受付期間

5月1日（金）～6月30日（火）
（土・日・祝日を除く）

問 都市建設課 ☎ 63-1120

i 6月1日は 人権擁護委員の日

人権擁護委員は、家庭や職場、地域社会などにおける差別・セクハラ・DV・いじめなどにおける人権問題に関するあらゆる相談を受け問題解決のお手伝いをしたり、啓発活動を行っています。

人権擁護委員

埜々下 典晃（片島）・畠山 真利子（小筑紫）・鎌田 明子（中央）・龍本 節（山奈）・細川 和代（平田）・嵐 仁美（中央）・大串 恭（宇須々木）

※順不同、敬称略

※無料・秘密厳守。一人で悩まずお気軽にご相談ください。

人権相談

● 特設人権相談所

市内で年5回実施しています。
 今回は9月2日（水）実施予定。
 詳しくは広報すくも8月号でお知らせします。

● 電話による相談

みんなの人権110番
 ☎ 0570-003-110
 （平日8時30分～17時15分）

● インターネット

人権相談



インターネット人権相談 検索

問 人権推進課 ☎ 62-0225
 高知地方法務局四十万支局
 ☎ 0880-34-1600



はなちゃんバスの時刻や停留所がわかる「はなちゃんバスミニガイド」を作成しました。はなちゃんバスをご利用の際にご活用ください。はなちゃんバスは、郊外と市街地を結ぶ路線の他、市街地区間を運行。ミニガイドは、宿毛市役所もしくは停留所となっている市内量販店に置いています。

問 企画課 ☎ 63-1118



はなちゃんバス
宿毛市ホームページ



梅狩り祭り開催

今年も梅の実の収穫時期がやってきます。お好みの大きさ、熟れ具合を確認してご自分の手で収穫をしてみませんか。5月24日(日)のみ地元の特産品も販売します。

日時 5月24日(日)

9時～14時

場所 楠山公園(橋上町楠山)

内容

●梅の種飛ばし大会(予定)

●特産品販売

梅狩り期間

5月24日(日) 9時～14時

5月25日(月)～5月31日(日)

11時～14時

※小雨決行

問 山里の家 ☎ 64-7037

募 市営住宅入居者募集

市営住宅

募集団地

小森団地 1戸 3DK

小森第2団地 1戸 3DK

西町第2団地 1戸 3DK

受付期間

5月8日(金)～5月21日(木)

西町地域振興住宅

間取り 3DK(6帖×2、4帖半)

構造

鉄筋コンクリート造5階建て

※エレベーター無

契約形式 定期借家方式

家賃 3万円 **共益費** 2千円

駐車場 1千円(1台/1世帯)

敷金 9万円(家賃×3カ月)

受付期間 随時受付

共通

入居資格条件 有

申込書配布場所 都市建設課・小筑紫支所・東部支所

問 都市建設課 ☎ 63-1120

情報コーナー

¥ 高知県中小企業耐震診断等支援事業費補助金

南海トラフ地震対策として、県内中小企業者(製造業)が行う耐震診断や耐震設計などに要する費用を一部助成する補助制度です。

対象者 県内で製造業を営む中小企業者で、BCPを策定済のもの

対象事業 耐震診断、耐震設計

対象建築物 事務所・工場などで昭和56年5月31日以前に建築された建築物であること

補助率・補助限度額

●耐震診断 2/3以内・133.3万円

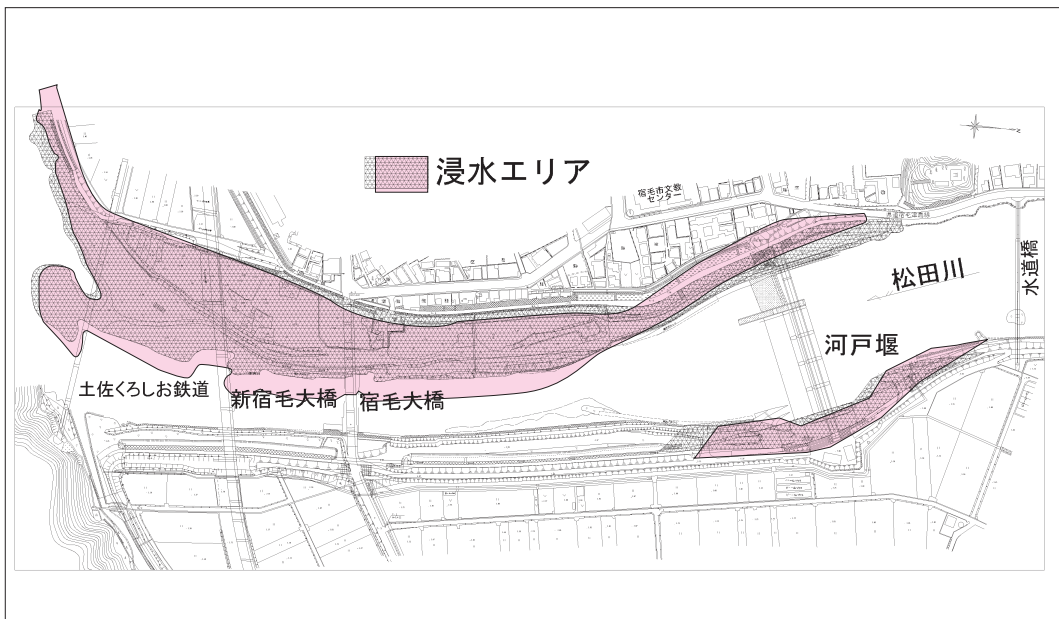
●耐震設計 2/3以内・200万円

補助要件 耐震診断および耐震設計の内容に関し、四国耐震診断評定委員会などの評定を受け、適切と評価を受けることなど

問 高知県商工労働部商工政策課 ☎ 088-823-9692

河戸堰からのお知らせ

松田川の河戸堰周辺の河川敷は、川の水位が上がると浸水する区域です。また、大雨時に一定以上の水位になると、河戸堰でゲート操作を行います。ゲート操作を行うと、河川敷はさらに浸水しますので、河川敷から避難してください。



問 幡多土木事務所宿毛事務所施設管理課 ☎ 63-2141(宿毛事務所) ☎ 62-0534(河戸堰自動応答)

Q すぐも 市議会だより

第100号

■ 編 集

議会だより編集委員会

■ 発 行

宿毛市議会

定例会の概要

第一回定例会は令和二年三月二日に開会し、十七日の会期で三月十九日に閉会しました。

議案の主な内容は、次のとおりです。

補正予算

◎一般会計(議案第二号)

令和元年度補正予算は、一億五千五百七十三万三千円が増額され、総額で百五十七億三千九百九十五万四千円となりました。

当初予算

◎一般会計(議案第十二号)

令和二年度一般会計予算は総額で、百五十八億七千二百三十四万八千円で前年度より十二億三千七百六十万二千円を増額となっています。(詳細は、四〇五ページをご参照下さい。)

市長から提出された議案は、「令和二年度宿毛市一般会計予算」など予算議案二十三件、「ふるさと寄附金の増額による予算補正」の専決議案一件、「横瀬川ダムクライミング施設の設置及び管理に関する条例の制定」など条例議案十件、「市道路線の認定について」などその他議案八件の合計四十二議案であり、審議の結果、いずれも原案どおり全会一致で可決されました。

今議会の一般質問については、市民の健康を守るため新型コロナウイルス対策本部を立ち上げ全庁体制で対応する執行部への配慮から、必要性・緊急性の高い質問とすることとし、九日に四人の議員が質問に立ち、また、同日に議案に対する質疑が行われました。

議会最終日には議員から「インターネット上の人権侵害を解消するための法整備を求める意見書」が提出され審議の結果、全会一致で原案どおり可決されました。

第一回(三月)定例会日程

3月3日(火)	本会議	開会、行政方針の表明、議案上程、提案理由の説明
4日(水)	休会	議案等精査
5日(木)	休会	議案等精査
6日(金)	休会	議案等精査
7日(土)	休会	
8日(日)	休会	
9日(月)	本会議	一般質問、議案質疑
10日(火)	休会	委員会審査
11日(水)	休会	委員会審査
12日(木)	休会	委員会審査
13日(金)	休会	委員会審査
14日(土)	休会	
15日(日)	休会	
16日(月)	休会	委員会審査
17日(火)	休会	委員長報告、質疑、討論、表決、閉会
18日(水)	休会	
19日(木)	本会議	

(歳出の主なもの)

◎ふるさと寄附金事業

……四億六千七百六十三万三千円

◎庁舎建設事業

……六億四千六百三十一万一千円

◎医療扶助などの扶助費総額

……十八億一千九百三十三万二千円

◎塵芥処理事業

……三億五千八百七十七万七千円

◎道路新設改良事業

……一億二千三百九十九万九千円

◎地方道整備事業

……三億五千一百一十萬円

◎河川等環境整備事業

……一億六千六百七十七万二千円

◎宿毛小中学校整備事業

……二十六億五千五百六十四万二千円

◎斎場火葬炉等入替工事

……七千七百七十七万七千円

◎災害復旧費

……二億二千四百五十九万九千円

条 例

◎議案第二十五号「技能職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定について」

技能職員の定義や給与の種類等について定めるために、新たに条例を制定しようとするものです。

◎議案第二十六号「宿毛市人材のまち基金条例の制定について」

大江卓のひ孫にあたる故・大江多慈子氏よりご寄附いただいた二十万円を基金として積み立て、円滑かつ効果的に運用していくために本条例を制定しようとするものです。

◎議案第二十七号「横瀬川ダムクライミング施設の設置及び管理に関する条例の制定について」

横瀬川ダムのダム壁面に日本初となるクライミング施設が完成したので、本条例を制定しようとするものです。

◎議案第二十八号「宿毛市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について」

「い」

本条例の条文中の法律名称等が変更されたので、所要の改正を行うものです。

◎議案第二十九号「宿毛市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例について」

令和二年四月一日より会計年度任用職員制度が導入されるにあたり、任用形態や任用手続きが様々となるため、服務の宣誓をそれぞれの職員にふさわしい方法で行うことができるよう、所要の改正を行うものです。

◎議案第三十号「宿毛市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」及び議案第三十一号「宿毛市営改良住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」

いずれも令和二年四月一日より施行されます民法の改正に伴い所要の改正を行うものです。

◎議案第三十二号「宿毛市営地域振興住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」

地域振興住宅は公営住宅法の適用を受けない住宅であるので、公営住宅法を根拠とする「宿毛市営住宅の設置及び管理に関する条例」の規定を準用している部分などについて、本条例の一部を改正しようとするものです。

◎議案第三十三号「宿毛市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について」

地方自治法等の一部を改正する法律が令和二年四月一日より施行されることに伴い、本条例の一部を改正しようとするものです。

◎議案第三十四号「宿毛市水道事業給水条例の一部を改正する条例について」

水道法の一部を改正する法律が令和元年十月一日に施行されたことに伴い、本条例の一部を改正しようとするものです。

そ の 他

◎議案第三十五号「市道路線の認定について」

市道「平田インター線」

について、道路法第八条第二項の規定に基づき道路の路線を認定することについて、議会の議決を求めるものです。

◎議案第三十六号「市道路線の変更について」

市道「大物川（おおものかわ）線」について、道路法第十条第三項において準用する同法第八条第二項の規定に基づき道路の路線を変更することについて、議会の議決を求めるものです。

◎議案第三十七号「市道路線の廃止について」

市道「二生原線」について、道路法第十条第三項において準用する同法第八条第二項の規定に基づき道路の路線を廃止することについて、議会の議決を求めるものです。

◎議案第三十八号「幡多広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び幡多広域市町村圏事務組合規約の一部変更について」

これまで、幡多広域市町村圏事務組合で共同処理する事務としていた「行政不服審査法第八十一条第一項の機関に関する事務」を令和二年八月一日より高知県

へ委託することとなったので、地方自治法第二百八十六条第一項の規定に基づき共同処理する事務を廃止し、かつ同法第二百九十条の規定に基づき規約の一部を変更することについて、議会の議決を求めるものです。

◎議案第四十号「高知県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知県市町村総合事務組合規約の変更について」

高知県市町村総合事務組合の構成団体である「芸東衛生組合」及び「高幡西部特別養護老人ホーム組合」が令和二年三月三十一日をもって解散し、令和二年四月一日より高知県市町村総合事務組合を脱退することとなったので、地方自治法第二百九十条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。



◆ 提出された議案等 ◆

(定例会)

議案番号	件 名	議決結果
第 1 号	専決処分した事件の承認について	承 認
第 2 号	令和元年度宿毛市一般会計補正予算について	原案可決
第 3 号 ～11号	令和元年度各特別会計（国民健康保険事業・へき地診療事業・定期船事業・学校給食事業・下水道事業・国民宿舎運営事業・介護保険事業・土地地区画整理事業・後期高齢者医療）補正予算について	原案可決
第12号	令和2年度宿毛市一般会計予算について	原案可決
第13号	令和2年度宿毛市国民健康保険事業特別会計予算について	原案可決
第14号	令和2年度宿毛市へき地診療事業特別会計予算について	原案可決
第15号	令和2年度宿毛市定期船事業特別会計予算について	原案可決
第16号	令和2年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計予算について	原案可決
第17号	令和2年度宿毛市学校給食事業特別会計予算について	原案可決
第18号	令和2年度宿毛市下水道事業特別会計予算について	原案可決
第19号	令和2年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計予算について	原案可決
第20号	令和2年度幡多西部介護認定審査会特別会計予算について	原案可決
第21号	令和2年度宿毛市介護保険事業特別会計予算について	原案可決
第22号	令和2年度宿毛市土地地区画整理事業特別会計予算について	原案可決
第23号	令和2年度宿毛市後期高齢者医療特別会計予算について	原案可決
第24号	令和2年度宿毛市水道事業会計予算について	原案可決
第25号	技能職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定について	原案可決
第26号	宿毛市人材のまち基金条例の制定について	原案可決
第27号	横瀬川ダムクライング施設の設置及び管理に関する条例の制定について	原案可決
第28号	宿毛市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について	原案可決
第29号	宿毛市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
第30号	宿毛市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
第31号	宿毛市営改良住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
第32号	宿毛市営地域振興住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
第33号	宿毛市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
第34号	宿毛市水道事業給水条例の一部を改正する条例について	原案可決
第35号	市道路線の認定について	原案可決
第36号	市道路線の変更について	原案可決
第37号	市道路線の廃止について	原案可決
第38号	幡多広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び幡多広域市町村圏事務組合規約の一部変更について	原案可決
第39号	宿毛市と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の委託について	原案可決
第40号	高知縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知縣市町村総合事務組合規約の変更について	原案可決
第41号	高知縣市町村総合事務組合から芸東衛生組合が脱退することに伴う財産処分について	原案可決
第42号	高知縣市町村総合事務組合から高幡西部特別養護老人ホーム組合が脱退することに伴う財産処分について	原案可決
意見書案 第 1 号	インターネット上の人権侵害を解消するための法整備を求める意見書	原案可決

一

般

質

問

市政のそこが聞きたい!!

第一回（三月）定例会の一般質問は、九日に四人の議員から市政全般について質問がありました。主な内容は、次のとおりです。



川田 栄子 議員

庁舎建設造成地の設計変更による増額について

問 十二月議会で掘削土砂の運搬費として補正予算を組んだ。一億百三十一万四千八百円の運搬費と消費税増額分一千九百四十四万五千八百円の増額で間違いないか。

答 間違いない。

問 このような補正となった理由として、設計書が発注者の望んでいる製品になっていない不良品であった点、完全にコンサル側の責任と考えるが、どうなのか。

答 図面や数量計算書はコンサルタントが作成したが、この件に関しては昨年九月以降の件も説明している。

問 技術公社の照査の段階で運搬計画が無いことを指摘されているが、市は「そのまま続けて下さい」と返答している。どうなのか。

答 担当職員は土の運搬計画について説明を受けたとの認識は持っていない。

問 民法では契約不適合が認められたら支払金の減額請求、修補請求、契約解除、損害賠償請求ができるとなっている。コンサルの責任に関して聞き取りや調査をしたか。

答 指摘があった後、コンサルタントに確認を取り、土の運搬が必要であったとの見解を示された。

問 一度受けた契約は、誠実に、着実に実行して仕上げるのが基本である。市長は補正予算を組む決裁をしたが、プロセスは正しいものであったか。

答 設計変更は事実を確認し、必要な運搬を追加したものである。入札金額は札を入れた責任においてそのまま工事をしなければいけないというものではない。

問 職員は振り返ってみれば技術公社とのコミュニケーションが足りなかったという。再発防止を問う。

答 しっかりと今後対応していきたい。

問 公共的な課題を解決するためには、行政が中心となって、請負業者に政策全体に対する自覚を促す形で進めるべきである。どう思うか。

答 請負業者においても、市民の信頼を損なうことのないよう、厳正な事業遂行と社会的な使命を理解してもらいうこれから努めていく。

問 大きな設計変更となったことへの市長としての責任を

問う。

答 ルールについては守っている。けれどもこのような事態が発生したことについては大変申し訳なく思っている。

飼い主のいない猫への取り組みについて

問 先進地の取り組みは参考になる。行政とボランティア協働で野良猫の集中的不妊手術などの取り組みに県の予算を利用してはどうか。

答 地域に密着したボランティアの方々、主体的に取り組んでいただくことが重要だと考える。しっかりと計画に立ち上げて、それから県に予算の申請をしていきたい。



今城 隆 議員

市庁舎高台造成工事について

問 一回目入札で、コンサルタントの設計書をもとに市が県の入力システムで積算。その際、県建設技術公社は搬土計画がないと指摘したが、市はそのまま積算するよう答えたと聞か。

答 担当職員は指摘を受けた認識が無く、入札時は設計書不備の認識はなかった。

問 入札時、業者から搬土の質疑があったか。

答 無かった。

問 一回目は最低制限価格で山本・仲上・金村グループが落札、数鉄板十六万円の積算ミス指摘され落札決定取り消しとなったが、一万円低く入札したグループに落札権を与えることはできなかったのか。

答 積算等疑義申立取扱要綱では、落札業者変更が生じる場合、入札取り消しとなる。疑義申立は正当な期間内に行われた。

問 二回目入札は、前回設計書を市が微修正し積算したが、公社のチェックを受けたか。

答 変更部分だけチェックしてもらった。

問 入札時、どのような質疑があったか。

答 金額に直接影響するものはない。

問 二回目は全て最低制限価格に並び、くじ引きで再び山本・仲上・金村グループが落札、契約した。市は契約でどのようなアクシデント対策をしたか。

答 西日本建設業保証株式会社の保証を付している。

問 契約後の初会合で、業者は搬土二十七万円の積算抜かりを指摘したと聞か。

答 ダンプ運搬がないと土を移動できないという説明を受けた。

問 その判断に当たり、誰に意見を伺ったか。

答 コンサル、公社に伺った。運搬費計上が必要との見解を頂き、市として対応した。

問 変更契約額十億六千九百五十一万円は、落札上限の予

定価格九億七千八百八十九万円に消費税を加えた金額に百%一致する。最低価格で落札し上限価格の契約は、結論ありきの増額ではないか。

答 積算した結果の変更契約額だ。一致というか、ほぼ同額になった。

問 なぜ西和コンサルタントに瑕疵担保責任を問わないのか。

答 運搬計画の不備はコンサルにも確認した。本来必要な経費で、瑕疵担保という形はとっていない。

問 十六万円のミスで再入札し、一億二千万円の積算ミスで再入札しない行政判断の正当性に疑義・禍根を残したのではないか。

答 ルールにのっとると入札取り消しになる。運搬費の変更契約は、契約後に判明し、建設工事請負契約書に基づき手続きを行った。金額で判断するものではない。

問 調査委員会での問題の検証が必要ではないか。

答 調査委員会等は立ち上げ

ていない。一般質問でも指摘いただく中で対応したい。



松浦 英夫 議員

藻津漁港へのアクセス道の整備について

問 これまで藻津漁協は、後継者となる若者が増加するなど、宿毛市の水産業にとって明るい兆しが見られるとの認識を示され、早期の整備に向けて決意を示されているが、行政の動きはまったく見えないなどの声がある。取組内容及び進捗状況を問う。

答 現在、実施設計業務を発注する準備段階であるが、なんとか本年度内には発注したい。

問 「社会資本整備総合交付金事業」の補助金の確保状況について問う。

答 事業に対する補助金の交付決定は受けている。

問 今後の取組みについて、地元の皆さんに対する説明はいつ頃されたのか問う。

答 地元に対する説明はここ数日前に行ってきた。

防災対策について

問 これまで整備された避難場所は、市内で何カ所か、今後計画されている箇所はあるのか問う。

答 市内で八十九箇所であり、平成三十年七月の豪雨による災害を受け、対策工事が完了してない路線が三路線である。

問 片島中学校の東側に整備されている避難道は、階段の上部と下部については幅は十分あるが、避難道の中段になると階段の幅は約二十センチメートル位と非常に狭く、しかも勾配は急であり高齢者が避難をする場合には大変厳しいのではないか。避難場所や避難場所に通じる道が、高齢者や障害者等避難行動要支援者に対して配慮されているかなどを今一度総点検が必要ではないか問う。

答 各避難道の状況把握に努め津波避難道の改修が必要であれば対応していく。避難行動要支援者対策は積極的に取り組まなければならないと認識している。

避難行動要支援者対策について

問 当該市町村に居住する「避難行動要支援者」の把握に努めるための基礎となる名簿の作成は市町村長に義務づけられているが、災害時に自力での避難が難しい障害者や高齢者のために避難先や手順を個別に定める個別支援計画の策定は市町村の義務ではなく努力義務とされている。宿毛市の個別支援計画の策定状況を問う。

答 三百八十五名が名簿に登録され、その内十五地区七十五名、約二割の方が個別支援計画を作成している状況である。

問 日頃より住民同士の顔が見える関係をつくるなど、地域の防災力を高めることが必要であると言われている。まさに共助力の向上が重要ではないかと思うが所見を問う。

答 大規模災害発生時における公助の限界と自助・共助の重要性を認識している。これまでの災害を教訓に、地域の取組みが災害に強いまちづくりに繋がると考えている。



山戸 寛 議員

会計年度任用職員制度について

問 四月からこの新制度が導入されるが、適用対象となる採用予定人数について問う。

答 七十名程度を想定している。

問 初号給、つまり初めて採用された場合の給料の具体的な設定について、一般事務と調理師、栄養士に関しては、現行の臨時職員としての日給月給による年収よりも年収が少なくはならない。けれども、四年未満の保育士、看護師、保健師・助産師、管理栄養士といった、いわば特別な資格が要求される職種について、大

きな不利益としか言いようのない給与表の適用がなされている。根拠を問う。

答 初号給については正規職員の基準を参考としており、そのみを比較すると減額になるように思うかもしれないが、前歴加算も含めて考えたと、指摘される全ての部分において、不利益となるものではない。

問 昇給上限額について、一般事務職員と調理師は昇給たった一回。保育士は三回、保育補助員は一回だけ。正規の職員は毎年昇給が続く、この落差。この給料の上限、昇給の設定はどのような根拠に基づいてなされたのか。

答 正規職員の給料月額を基礎としており、職務の内容や責任、必要となる知識を考慮し、近隣市町村との状況も確認する中で、職種ごとに設定をしている。

問 新制度が委託事業にどのようなに反映されることになるのか。

答 臨時的任用職員と同様の方法で人件費を積算し、予定価格を算定していた委託事業

については、会計年度任用職員制度にのっとった積算方法が反映されることとなる。

問 次年度も同じポストがあるとは限らない一般事務と、委託事業が続く限りは必然的に継続されるポストの職員の昇給が、一律に一回でおしまいということには違和感がある。事業によっては継続性ということを考慮すべきではないか。

答 坂本図書館及び給食センターで働かれている方々の大半が継続的に雇用されていることは承知しているが、委託事業という性質上、委託事業者が雇用する従業員の勤続年数や経験年数を考慮した設定はできないと考える。

問 会計年度任用職員の募集について、四万十市、土佐清水市と比較すると大幅に遅れている。この点について問う。

答 宿毛市では通年で応募を受け付けしていて、臨時的任用職員が必要となった部署が、それまでに履歴書を提出してくれている応募者の中から試験を実施し採用するという手法をとっている。本市では募集終了日の設定をしていない

ので、これからも随時、受け付けをしていく。

意見書

議員より提出された次の意見書を原案のとおり可決し、国会及び関係行政庁に提出しました。

◎インターネット上の人権侵害を解消するための法整備を求める意見書

インターネット上では過激なヘイトスピーチや、いわゆる同和地区の所在地や居住者の姓等を示す情報、また、個人の名誉やプライバシーを侵害する情報が掲載されるなど、様々な人権侵害事象が発生している。インターネットはその特性として、匿名性が高いことから内容が過激なものとなる傾向がある上に、一度掲載されると世界中に情報が瞬時に拡散し、完全に削除させるといった権利回復は極めて困難である。

インターネット上の人権侵害事件については、現在、強制力のある書き込み削除についての明文化された根拠がないため、国は要領等に基づい

てプロバイダ等に人権侵害情報
報を削除するよう要請するに
とどまり、削除するか否かに
ついてはプロバイダ等の任意
に委ねられているが、他人の
権利が侵害されているかどう
かをプロバイダ等が判断する
ことは困難であり、悪質な人
権侵害情報がインターネット
上に残されているのが現状で
ある。また、例えば、人権侵
害情報を海外のサーバー等を
利用して直接日本国内に向け
て発信している者については、
対応することが極めて困難で
ある。

インターネットは、誰もが
自分の意見を自由に表明でき、
多くの人々とのコミュニケーション
を図ることができ、その場
である。しかしながら、その
書き込みによって他人の人権
が侵害されることを放置する
ことは許されず、人権侵害情
報が迅速に削除される法的な
仕組みづくりが必要である。
よって、国においては、イ
ンターネット上で発生してい
る人権侵害を解消するため、
実効性のある法整備を速やか
に行うよう強く要望する。

▼ 請 願 ・ 陳 情 ▲

皆さんから提出された請願・陳情は、所管の委員会
に付託され、審査の結果、次のとおり決定しました。

番 号	件 名	議決結果
請願 第3号	県にビキニ被災者救済措置を講ずるよう意見 書提出を求める請願	不採択
陳情 第7号	就学援助の縮小に反対し、現状維持と充実を 求める陳情	不採択
第8号	公立学校教員に一年単位の変形労働制を適用 しないよう県への意見書提出を求める陳情	継続審査

なお、委員長の審査報告は
以下の通りです。

請願第3号について

本件は、一九五四年にアメ
リカがビキニ海域で行った水
爆実験により被災された方々
を救済するため、高知県に対
して、一、県救済条例の制定
等により健康・生活相談等、
被災者・家族・遺族に寄りそ
った具体的支援をすすめること。
二、船員保険制度の改定や新
たな救済立法の制定のために、
具体的検討をすすめること。三、
上記船員保険や救済立法の根
拠確立のため、県内における
継続的調査と実態把握に努め
ること。の三点について意見
書提出を求める請願であります。
審査の過程で、委員からは「ビ
キニ被災者の取り組みは全国
的にみても高知県が一番先に
進んでいる取り組みであり、高
知県に火が付いたら他に救済
の道が広がるということであ
れば、高知県が先頭に立ち、県
から国に上げていく方法が取
れないか。」との意見がある一
方で、「あくまでも日本とアメ
リカの国の問題であり、県が
これに救済措置として何らか
の条例を制定するのは少し違
うのではないかと思う。県と

してもビキニ被災の方々には
健康相談を行ったり、新型コ
ロナウィルスのため今回は中
止にはなったがシンポジウム
を行う等、県としてもできる
限りの取り組みはしている。」
との意見がありました。また、
「船員保険の救済立法について
は県ではなく国の権限である。」
との意見がありました。

以上の意見や請願の趣旨も
踏まえ、慎重に審査した結果、
高知県としても健康相談を行
うなど、できる限りのことは
既に取り組んでいるという結
論に達し、賛成少数で不採択
と決しました。

＊宿毛市議会では、平成十六
年三月議会において、「政府
はビキニ水爆実験被災漁船員
に関する資料の公開を県や市
町村にすること。」「政府
はビキニ水爆実験被災漁船員
の救済措置をとること。」「高
知県はビキニ水爆実験被災漁
船員のプライバシーの保護に
十分留意し調査を市町村と協
力して実施すること。」を求
める意見書を国と県に提出し
ております。

陳情第7号について

本市において就学援助を行

う場合には生活保護基準だけ
ではなく、保護者が「市民税
又は国民健康保険税の減免を
受けている」かどうか。また、
「国民年金法に基づく保険料の
減免を受けている」かどうか。
さらに「児童扶養手当法に基
づき児童扶養手当の全額支給
を受けている」かどうかの三
点についても基準として用い
て判断し宿毛市独自の対応を
行っている。

審査の過程で、委員からは「現
状で独自の認定基準を使用し
対象を広げていることは理解
したが、今後も削減されない
ように配慮を求める意味で採
択すべきではないか」との意
見がある一方で、「陳情の願意
は達成しており、採択する必
要はない」「他市町村と比べ
て手厚く実施している」とい
った意見も出されました。

このような審議を踏まえて採
決した結果、賛成少数で不採
択と決しました。

＊陳情第8号については、所
管委員長から閉会中の継続審
査の申し出があり、全会一致
で継続審査と決しました。

行政視察報告

総務文教常任委員会が先進地視察を実施しましたので、その概要を報告します。

日時 十一月七日(木)

午後一時三十分より

視察地 広島県尾道市

視察テーマ

「平山郁夫美術館の

建設経緯等について」

尾道市(おのみちし)は、瀬戸内のほぼ中央に位置し、山陽自動車道、瀬戸内しまなみ海道に加え、平成二十七年三月に全線開通した中国やまなみ街道により、広域拠点としての機能は高まり、まさに「瀬戸内の十字路」としての発展が大いに期待される人口十三万六千二百六十五人(令和元年十月末現在)の都市です。

旧瀬戸田町(現尾道市)の観光は、耕三寺に依存した観光であり、耕三寺への入場料以外では観光客の約三十%が七百円程度の消費額しかない立ち寄り型の観光地であった。また、夏場の観光客が極端に少なく、耕三寺だけに頼らな

い新しい魅力をいかにして作るのが当時の大きな課題となっていました。

旧町長(和氣 成祥 氏)は、

平山郁夫画伯の「故郷瀬戸田が平山芸術の原点である」との言葉を思い出し、文化の薫る島づくりをテーマとして、大都会の人の評価に耐えうる一流を目指すこと、また、地域にとって価値あるオンラインの創出を目指すために手掛けたのが、島づくりの核である平山郁夫美術館建設でした。

美術館は、平山記念館建設推進町民会議が平成四年六月に設置されてから、五年後の平成九年四月に総事業費約十七億円、延べ床面積約二千八百㎡の美術館が開館し、管理運営については、平山画伯が中国等の海外とのつながりがあり、行政の枠組みでは対応しきれないと判断したことから、行政直営ではなく財団法人が行っていました。

旧町長からは、「美術館に焦

点をあててなのか、地域づくりの重要な位置づけとするのかで違った結果が出てくるので、理解しておくべきである」とのお言葉をいただいた。

今回の調査では、建設の経緯や関係機関との連携、運営に関する課題等について調査しました。

日時 十一月八日(金)

午前十時より

視察地 岡山県総社市

視察テーマ

「英語特区(教育特区)について」

ついで

総社市は、岡山県の南西部に位置し、東部は岡山市、南部は倉敷市の2大都市に隣接しており、近年では、歴史に培われた吉備文化と、豊かな自然環境を背景に、住宅都市・学園都市としての発展もみせており、総面積は約二百二十㎦で、人口は令和元年十月末現在で六万九千二百六十六人となっています。

英語特区(教育特区)は、対象の幼稚園・小学校・中学校が連携し、一貫性のある特別な英語教育を提供することに より、豊かなコミュニケーション

ョン能力と国際的視野を身に付けた人材を育成するという目標を掲げて、平成二十六年四月から始まった事業で、平成二十八年度からは音楽・英語特区でスタートした小学校及び体育・英語特区でスタートした小学校があるため、全てを含めて教育特区と呼んでいます。

元々は文部科学省の許可を受けて英語特区をスタートしましたが、現在では、小中一貫教育の中の特別な教育課程で実施できるので許可を受けていない学校があります。

特区内の小中学校では、指定校区だけではなく、市外はもちろん、市内の他の校区からも受け入れをしています。また、「おかやま昭和暮らしプロジェクト」等と連携すること で移住・定住も促進しています。

特区内の昭和地区にある維新幼稚園、維新小学校、昭和幼稚園、昭和小学校、昭和中学校は、五つ星学園として、合同職員会議や園長・校長に

よる管理職会議を実施しながら連携を行い、系統性のあるカリキュラムの策定や効果的な教材の選定・開発を行い、幼稚園から中学校三年生までの年間計画を立てています。

五つ星学園では、他校と比べ、ALTの滞在時間が長いので、授業だけでなく日常的に会話をしたり、運動会の種目の紹介が英語で行われたりしており、英語に触れる機会が多いのが特徴です。

特区が目標としている英語力は、小学校六年生で英検四級(中学校中級)レベル、中学校三年生で英検二級(高校卒業)レベルとしています。なかなか難しい現状の中、毎年数名は達成することができていました。

今回の調査では、事業導入の経緯や効果、課題等について調査しました。

* 詳しい報告内容は、紙面の都合で割愛させていただきました。

なお、宿毛市議会ホームページに報告書全文を掲載しています。

各議員の議案等に対する意思表示の状況

賛否の分かれた案件を記載しています。

議席 氏名 案件	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	議決結果
	今城隆	堀景	三木健正	川田栄子	川村三千代	欠員	高倉真弓	山上庄一	山戸寛	岡崎利久	野々下昌文	松浦英夫	寺田公一	濱田陸紀	
請願第3号	○	○	×	○	×		×	×	○	×	議長	○	×	×	不採択
陳情第7号	○	×	×	×	×		×	×	×	×	議長	×	×	×	不採択

【○：採択 ×：不採択】

●議会用語Q & A

Q 請願(権)とは。

A 国民を始め、広く人々が、国又は地方公共団体等の公共団体に対し、それらが所管する事項に関し、一定の措置をとるよう、あるいはとらないよう希望し、申し出ること(又は申し出る権利のこと)をいいます。

市議会に請願書を提出する場合は、邦文で請願の趣旨、提出年月日、請願者の住所及び氏名を記載の上、押印します。そして請願書の表紙に紹介議員の署名又は記名押印が必要となります。

★会議録の閲覧を★

市議会だよりは紙面の都合で発言の一部しか掲載していません。

詳しくは「会議録」をご覧ください。

三月定例会の会議録は六月上旬にできる予定です。

議会事務局、市立坂本図書館及び各支所並びに宿毛市ホームページでご覧になれます。

議会開会中は宿毛市のホームページとスマートフォンで映像中継しています。

なお、ホームページでは過去の議会映像も配信しています。



～編集後記～

吹き抜ける風が心地よく感じられるところとなりました。しかしながら、世界規模の新型コロナウイルスの感染拡大により、先行き不透明な状況が続いており、市民の皆様も不安な日々をお過ごしのことと存じますが、手洗いの励行・咳エチケット・三密(密閉・密集・密接)を避けるなどを徹底し感染防止に努めて参りましょう。

さて、本議会におきましては、当初十名の一般質問を予定しておりましたが、市民の皆様のご健康と生活環境維持に重点を置き、市として感染に対し万全の体制を整える事を最重要事項に位置付け、緊急と必要性の高い質問を除いて、次議会に順延を各議員に要請したところ六名の議員が応じて頂いたことをご報告いたします。また、オリンピックの延期も発表され、これに合わせ当市で予定されておりました聖火リレーも一旦中止となりました。来年のオリンピックには笑顔が溢れ、賑やかな聖火リレーが催されますよう期待する次第です。

結びに一刻も早い新型コロナウイルスの終息と皆様のご健康を祈念いたします。

＜編集委員＞

○三木健正
○今城隆
○山上庄一
○山戸寛
○岡崎利久

宿毛の教育について

宿毛市教育長 出口 君男

令和2年度教育行政方針を
抜粋してお知らせします。

人権教育

市民一人ひとりが人権の意義と重要性について正しい認識と理解を深め、不当な差別をなくするため、あらゆる機会を通じて人権教育を積極的
に推進し、全ての人が人として尊重し合える明るいまちづくりと人権意識の向上に努めます。

学校教育

「1世紀を心豊かに生き抜くことのできる子どもの育成」を基本として、幅広い知識と教養を身に付け、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うことを目指して学校教育の充実に取り組みます。

小学校においては令和2年度から、中学校においては令和3年度から全面实施される

新たな学習指導要領では、社会に出てからも学校で学んだことを生かせるよう、学んだことを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力、人間性」、未知の状況にも対応できる「思考力、判断力、表現力」、実際の社会や生活で生きて働く「知識および技能」の3つの力をバランスよく育むことが求められており、主体的・対話的で深い学びを通して確かな学力の保障と豊かな人間性の向上に取り組みます。

重点目標・施策

- 全国学力・学習状況調査や到達度把握調査、高知県学力定着状況調査の結果を学校現場と共有・分析し、基礎学力の定着と学力の向上に繋げていきます。
- お互いを認め合う人権教育を充実させる中で、いじめ問題等の予防に努めます。
- 道徳教育や人権教育の充実を図り、人間として身につけておかなければならない規範意識や道徳心、人権を尊重する心の育成に努めます。

● 教育研究所を中心として教科研修の充実を図る中で、授業改善、指導力の向上に努めます。

● 朝マラソンや休み時間等を活用した運動を奨励し、日常生活においても生活習慣や運動習慣の確立に向けた取り組みを行います。

● 子どもたちの安全・安心を確保するため、青少年育成センターを核として、犯罪から子どもたちを守る取り組みを推進します。

● 新学習指導要領に基づき、令和2年度から小学校においてプログラミング教育が実施される中で、学校のICT環境を整備し、高度情報化社会に適應できる子どもの育成に努めます。

● 南海トラフ地震に備え、非構造部材の耐震対策を進めるとともに、老朽化が懸念される各施設についても対策に努めます。

学校給食

すべての児童・生徒がみんなと一緒においしい給食が食

べられるよう食物アレルギー等の対応も行い、安心・安全で栄養バランスのとれた学校給食を提供し、食育の推進に努めます。

重点目標・施策

- 安心・安全な学校給食を提供するため、衛生管理の徹底を図ります。
- 新たな学校給食センターの建築に向けて、早い時期に建築年度、場所、施設の概要等具体的な計画の策定に取り組みます。

生涯学習

り、放課後等の子どもたちの安全で安心な活動場所を確保するとともに、地域の教育力を活用する中で、地域ぐるみで子どもたちの健全育成に努めます。

● 新たな文化事業として「宿毛市市民講座」を開催し、市民の方々に学びの機会を提供することで、豊かさがいのある生活を実感していただくよう努めます。

● 市民一人ひとりが体力や年齢、技術等に応じて、生涯を通じて気軽に楽しむことができる生涯スポーツの推進に努めます。

重点目標・施策

- 放課後子ども教室・放課後児童クラブの取り組みによ



地震に備えよう

近い将来、高い確率で南海トラフ地震が起きるといわれています。地震に備えて今すぐ家具転倒対策を行いましょう。

家具類の転倒・落下・移動で起こるかもしれない被害

●火災

地震が起こると、家具類の転倒・落下・移動によって火災が発生することがあります。ストーブやヒーターなど、熱を発する器具に家具類が転倒をした場合だけでなく、ストーブなどに家具類の収容物（本棚の本など）が落下することでも、火災が発生する危険があります。

●避難障害

出入口付近に家具転倒対策を行っていない家具を配置してしまうと、地震により、転倒した家具が出入口を塞ぎ、逃げられなくなることがあります。安全・確実に避難するためには、出入口付近や避難経路に家具を置かないことや、家具を置く向きを工夫したりすることも非常に大切です。

家具転倒対策

L型金具などを使用し、家具と壁をネジ留めする方法が最も効果の高い方法ですが、壁に穴を開けられない場合は、ネジ留めが不要な対策器具を組み合わせる固定する方法もあります。

〔問〕 宿毛消防署 ☎63-3111(代表) ☎63-3300(火災・災害用) FAX 63-3396

住宅の耐震化に係る支援

市民の皆さんが安心して住むことができる震災に強いまちづくりを進めるため、昭和56年以前の住宅を対象に、耐震化にかかる費用の助成を行っています。ぜひご活用ください。

保証対象 昭和56年5月31日以前に着工された住宅

住宅の耐震化の支援

耐震診断	耐震設計	耐震改修
木造 無料 非木造 定額補助（上限3万4,572円） ※耐震診断を省略して耐震設計から行うこともできます。	2/3の補助 （上限20万5千円）	上限92万5千円まで補助

ブロック塀対策の支援

対象経費 避難路などに面する高い既存のコンクリートブロック塀などの撤去または安全な塀への改修費

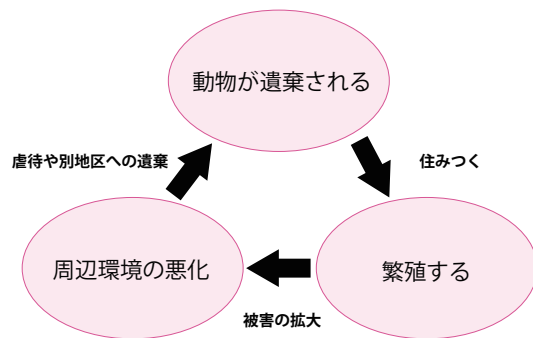
対象経費 上限40万円または1m（1m未満は切り捨て）×2万500円/mのいずれか少ない額

〔問〕 危機管理課 ☎63-0951

愛護動物の遺棄は犯罪です

宿毛市内での愛護動物（主に猫）の遺棄が多く確認されています。それに伴い、遺棄のあった地区の方はとても困っています。まず動物の遺棄は犯罪だという認識を一人ひとりが持つことが大切です。不必要な繁殖を抑え、遺棄されてしまう不幸な猫が少なくなるよう不妊手術をすることもとても重要です。宿毛市では動物の遺棄防止を啓発するポスターや看板の設置・配布を行っています。看板等で啓発したいという方はお問い合わせください。

愛護動物の遺棄および虐待は犯罪にあたり100万円以下の罰金が科せられ、殺傷した場合は2年以下の懲役または200万円以下の罰金が科せられます。



〔問〕 健康推進課 ☎63-1113

マイナンバーカードを作리ませんか 申請時来庁方式編

市民課ではマイナンバーカードの発行を希望する方を対象に、無料で写真撮影を行い申請のお手伝いをしています。本人確認書類などの要件を満たしている方は、カードを自宅で受け取ることができます。

受付時間 平日 8 時 30 分～ 17 時 15 分（毎月第 2・4 木曜日は 19 時まで受付時間延長）

持参物

①マイナンバーカード交付申請書 ※お持ちでない方は、本人確認書類を持参した上で再発行可能

②通知カード ③住民基本台帳カード（お持ちの方のみ）

④本人確認書類（次の A 2 点、または A と B を組み合わせた 2 点）

A．運転免許証、運転経歴証明書（平成 24 年 4 月 1 日以降交付のもの）、
パスポート、身体障害者手帳、在留カード など

B．健康保険証、介護保険証、医療受給者証、年金手帳、年金証書 など

申請・受取方法

- ①交付申請書記入
- ②本人確認をしたうえで顔写真撮影
- ③自身でパスワードを決定し、設定依頼書提出
- ④通知カード返納

1 ヶ月後

依頼を受けたパスワードを
マイナンバーカードに
職員が設定

本人限定受取郵便で
マイナンバーカードを
自宅で受け取る



通知カードを忘れた場合や本人確認書類が B 2 点の場合は、お知らせのはがきを送りますので、市民課窓口での受け取りをお願いします。



写真撮影は
無料です！！

問 市民課 ☎ 63-1112

第 11 回特別弔慰金の支給

対象者 戦没者等の死亡当時のご遺族で、令和 2 年 4 月 1 日（基準日）において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」などを受ける方（戦没者の妻や父母など）がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族一人に支給されます。

順位	対象者	支給要件
1	令和 2 年 4 月 1 日までに戦傷病者戦没者援護法による弔慰金の受給権を取得した方	主に、戦没者などの配偶者の方（遺族以外の方と結婚していない方）です。
2	戦没者などの子	戦没者の死亡当時、胎児であった方も含まれます。
3	戦没者などの（1）父母 （2）孫 （3）祖父母 （4）兄弟姉妹	戦没者などの死亡当時、生計関係を有していること等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。
4	1 から 3 以外の戦没者などの三親等内の遺族（甥、姪等）	戦没者などの死亡時まで引き続き 1 年以上の生計関係を有していた方に限ります。

※戦没者などの死亡当時の遺族であること（戦没者等の死亡日以前に生まれていること）が条件です。

※支給対象者が令和 2 年 4 月 1 日以降に亡くなった場合、その方のご遺族が「相続人」として請求できます。

支給内容 額面 25 万円、5 年償還の記名国債

請求期間 令和 2 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日

添付資料など（戸籍など）の認証年月日は、令和 2 年 4 月 1 日以降であることが必要です。

※請求期間を過ぎると第 11 回特別弔慰金を受けることができなくなりますので、ご注意ください。

問 福祉事務所 ☎ 63-1114

国民年金の手続きはお済みですか

就職や退職、結婚などで種別が変わるときは変更の届出が必要です

公的年金制度は、老後の暮らしをはじめ、病気や事故で障害を負ったときや一家の働き手が亡くなったときに、みんなで暮らしを支え合う制度です。日本国内に居住している20歳以上60歳未満の方で、他の年金制度に加入していない方は、国民年金の被保険者となります。

届出をしないと将来の年金額に影響が出る場合があります。必要な手続きはお早めに済ませましょう。

現種別	種別が変わった理由	届出先
第1号 (農業者・自営業者・学生など)	● 就職して厚生年金または共済組合に加入した	勤務先
	● 会社員と結婚して被扶養配偶者になった	配偶者の勤務先
	● 夫が就職して被扶養配偶者になった	
第2号 (会社員などの厚生年金・共済組合などの加入者)	● 転職して自営業になった (被扶養者も第1号被保険者になります)	市役所や年金事務所
	● 会社を退職して自営業の妻となった	配偶者の勤務先
第3号 (会社員など(第2号被保険者)に扶養されている配偶者)	● 会社を退職して会社員の被扶養配偶者になった	
	● 夫が会社を退職した	市役所や年金事務所
	● 会社員の夫と離婚した	
	● 収入が増え被扶養配偶者でなくなった	
	● 夫が亡くなった	
	● 会社に就職して被扶養配偶者でなくなった	勤務先
	● 夫が転職し厚生年金から共済組合または共済組合から厚生年金になった	配偶者の勤務先

※妻が会社員などで、夫が被扶養配偶者の場合は、夫を妻と読み替えてください。

持参物

- 基礎年金番号のわかるもの(年金手帳、年金証書など)
- 退職日が確認できる書類(離職票、雇用保険受給資格者証など)
- 本人確認のできるもの(運転免許証、健康保険証など)

※各手続きによって必要となるものが増える場合があります。

年金相談・お手続きの際は、ぜひご予約を

幡多年金事務所では、年金相談や年金請求手続きについて、「事前予約」を行っています。お待たせ時間の少ない「予約相談」をぜひご利用ください。

- 予約相談希望日の1ヶ月前から前日まで受付しています。
- お申し込みの際は、基礎年金番号のわかるもの(年金手帳や年金証書など)をご用意ください。

問 幡多年金事務所 ☎ 0880-34-1616 (自動音声案内) (ページ内すべて)

日本年金機構幡多年金事務所による

年金相談

問 幡多年金事務所 ☎ 0880-34-1616

日時 5月19日(火)
9時30分～12時、13時～15時

必要なもの

- 年金手帳や年金証書
- 年金の手続きであれば送られてきた書類一式
- 認め印
- 本人確認ができるもの
- マイナンバーの分かるもの

場所 宿毛市役所

受付 市民課年金係

代理人の場合

予約 幡多年金事務所へ直接予約のお電話をしてください。
ご予約はお早めに。

- 委任状
 - 委任者と代理人の本人確認ができるもの
- ※詳細については、予約の際にお尋ねください。



後期高齢者医療制度の令和 2・3 年度の保険料率決定

被保険者均等割額 5 万 4,316 円 所得割率 10.49%

高知県の後期高齢者の医療費は毎年増加しているため、医療保険が負担する費用も増加していますが、基金を活用することにより、**令和2・3年度の保険料率については、平成30年度・令和元年度の保険料率（被保険者均等割額5万4,394円・所得割率11.42%）から引き下げることとなりました。**

1人あたりの年間保険料の上限額は、令和2年度の保険料から62万円から64万円に変わります。

令和2年度の個々の保険料額については、前年中の所得が確定した後、次の計算方法により7月初旬に決定する予定です。

令和2年度の保険料の計算方法

1人あたりの年間保険料 (100円未満切り捨て)	=	1人あたり定額の保険料 [被保険者均等割額] 5 万 4,316 円	+	所得に応じた保険料 [所得割額] 賦課基準額 (※1) × 10.49%
-----------------------------	---	---	---	--

※1 賦課基準額…総所得金額など（被保険者の前年中の収入額から各種控除や必要経費を除いた所得の合計額）から基礎控除額（33万円）を差し引いた金額

被保険者均等割額 8 割・8.5 割軽減の特例措置が縮小されます。

「被保険者均等割額」については、次のような軽減措置があります。令和元年度に 8 割軽減・8.5 割軽減の対象だった方は、これまで国の特例措置により軽減割合が上乗せされていましたが、令和元年度から段階的に制度本来の 7 割軽減に戻す見直しが行われています。

軽減の割合		軽減後の被保険者均等割額		同一世帯内の世帯主と被保険者の 総所得金額等の合計額 (※2)
令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	
8 割	7 割	1 万 878 円	1 万 6,294 円	33 万円以下で、被保険者全員が 公的年金等収入 80 万円以下かつその他の所得がない
8.5 割	7.75 割	8,159 円	1 万 2,221 円	33 万円以下で、上の基準に該当しない

被保険者均等割額の 2 割・5 割軽減対象者の基準が広がります。

軽減の割合	軽減後の被保険者均等割額	同一世帯内の世帯主と被保険者の総所得金額等の合計額 (※2)	
		改正前 (令和元年度)	改正後 (令和2年度)
5 割	2 万 7,158 円	33 万円 + (28 万円 × 被保険者数) 以下	33 万円 + (28 万 5 千円 × 被保険者数) 以下
2 割	4 万 3,452 円	33 万円 + (51 万円 × 被保険者数) 以下	33 万円 + (52 万円 × 被保険者数) 以下

※2 総所得金額等の合計額…前年中の収入額から各種控除や必要経費を除いた所得の合計額。ただし、世帯主や被保険者が 65 歳以上で公的年金等所得がある場合、公的年金等所得から 15 万円を差し引いた額で軽減を判定。

保険料の軽減は、その年度の 4 月 1 日（4 月 2 日以降新たに資格を取得した方は資格取得日）時点の世帯構成による世帯主及び被保険者全員の前年中の所得をもとに算定されます。世帯主および被保険者のうち、前年中の所得が未申告の方がいた場合、その世帯の被保険者全員の保険料の軽減が判定できませんので、必ず所得の申告をお願いします。

「いきいき百歳体操」 ～地域でみんなで介護予防～

住民主体で5名以上集まり、週1回以上「いきいき百歳体操」を行う自主グループに対し、体操支援を行っています。おもりを使い体操を週1回以上継続することで筋力がつき、日常生活動作が楽にできるようになります。「坂道を歩くのが楽になった」「イスからの立ち上がりが楽になった」など効果を実感される方も多く、実際に体操前後の体力測定結果でも効果がみられています。週に1～2回、集会所など、身近で誰でも気軽に行ける場所で行われています。



今年度も次の条件を満たすグループを支援します

- 週1回、もしくは週2回実施ができる。
- 5名以上の参加者がいる。地区の誰でも参加ができる。
- 体操を3か月以上続けることができる。

現在活動中のグループ (45カ所)

宿毛支部	小筑紫支部	和田支部
● 坂ノ下 ● 与市明 ● 沖須賀 ● 貝塚 ● 真丁 ● 仲須賀 ● みやび (街区) ● 新田 ● さくら (街区) ● あけぼの (街区)	● 福良 ● 田ノ浦 ● 栄喜 ● 白梅 (小筑紫) ● 大海なぶら会 (大海) ● 菜の花 (小筑紫)	● 中角 ● 和田 ● さくらが丘 ● 正和 ● 高石 ● 文殊 (二ノ宮) ● なでしこ会 (長野)
西支部	山奈支部	橋上支部
● 西町 ● 四季の丘 ● 自由ヶ丘 ● 錦 ● 片島 ● 藻津 ● 高砂 ● ぶんたん (大深浦)	● 長尾 ● 芳奈 ● 竹部 ● 小島 ● 手代岡	● 神有 ● 橋上 ● 坂本
平田支部	沖の島支部	
● 戸内 ● 徳師 ● 寺尾 ● ケアハウスすくも	● 母島 ● 弘瀬	

(令和2年3月時点・順不同)

2月には「いきいき百歳体操の集い」を行い、活動しているグループの自慢や工夫していることを聞くなどお互いの活動を知る機会となりました。

今の状態が終息し、いきいき百歳体操やそれぞれの方の生きがい、楽しみの活動などが再開できる時まで、これまでと変わらない状態を維持していきましょう。

問 長寿政策課 ☎ 63-9112

坂本図書館新刊だより

問 坂本図書館 ☎ 63-2654

(内容紹介は、(株)図書館流通センター TRC MARC より)

●とりあえずありがとう



五味太郎 作
絵本館
トイレで紙がなくて困っていたら、窓から紙飛行機が…。いじめっこにいじめられていたらおすもうさんが…。とりあえず「ありがとう」と言ってしまう愉快的なシチュエーションが盛りだくさんのユーモア絵本。

●ちょきんばこのたびやすみ

村上しいこ さく、長谷川義史 え／PHP 研究所

●ぜんぶわかる！ジャガイモ

安田守 著、森元幸 監修／ポプラ社

●クスノキの番人



東野圭吾 著
実業之日本社
解雇された職場に盗みに入り逮捕された直井玲斗は、弁護士費用を支払ってくれた伯母から、クスノキの番人をするように命じられる。そのクスノキに祈れば、願いが叶うと言われていて…。

●晴れの日散歩

角田光代 著／オレンジページ

●最新 CASE がよくわかる本

－ AI とネットワークで変わる自動車と社会－

神崎洋治 著／秀和システム



むし歯予防からはじまる健口生活ーお口から始める健康づくりー

令和2年度子育て講演会

子どもさんのお口に大切なことを一緒に考えませんか。

一生自分の歯で食べ豊かに暮らせるかどうかは、乳幼児期の歯の状態が大きく影響します。おいしく食べ、心と体に栄養を取りこんでいけるよう、歯と口の健康づくりについて学べる講演です。

日時 6月11日(木) 10時～11時30分

受付 9時30分～

場所 正和隣保館(和田824番地1)

講師 歯科医師 前田 恵美先生(前田歯科矯正歯科)

管理栄養士 山崎 久美子(健康推進課)



対象者 妊婦・乳幼児の保護者、祖父母など子どもとかかわる方

託児 あり(6月4日(木)までに要申込)

※講演終了後、希望者はフッ素塗布や歯科医師・歯科衛生士・管理栄養士による個別相談を受けられます。

問 健康推進課 ☎63-1113

ひとり親家庭医療費助成制度

ひとり親家庭の保護者と18歳までの児童の医療費を助成します。この助成を受けるには、申請が必要です。5月は、ひとり親家庭医療費受給資格の更新月です。現在、助成を受けている方には、4月下旬に届出用紙を送付していますので、忘れずに提出してください。

受付期間 5月1日(金)～5月29日(金)(土・日・祝日を除く)

受付場所 福祉事務所子育て推進係

対象者 所得税非課税世帯

(税の確定する6月に審査が必要となります。ただし、税制改正により廃止された年少扶養・特定扶養控除上乗せ分があるものとして審査するため、実際の課税状況と審査結果が異なる場合があります。)

持参物 ●対象者全員の健康保険証 ●認め印 ●ひとり親家庭医療費受給者証

※受給者によって必要書類を別に提出していただく場合があります。

※児童とは18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある者です。

問 福祉事務所 ☎63-1114

第1回宿毛市子ども相談会

令和2年度

この相談会は、専門的知識および技術を必要とする子どもさんについて、その子どもさん自身の発達状況を保護者と関係者が共有し、早期治療や育児支援を行い心身の発達を促進するために、幡多児童相談所の協力を得て年3回実施しています。各学校および保育園など、市役所窓口にご相談ください。

日時 6月3日(水) 9時30分～16時(事前申込制)

場所 宿毛文教センター

申込締切 5月22日(金)

予定人数 約3～4人程度(先着順)

※検査などの都合上、一人につき1～2時間程度かかります。

問 各学校および保育園等／福祉事務所 ☎63-1114／家庭児童相談室 ☎63-1147

母子保健

乳児健康診査 対象児に個人通知します

日	場 所	受 付 時 間
12 金	宿毛市総合社会福祉センター	9:00 ~ 9:40

赤ちゃん広場

日	場 所	実 施 時 間
4 木	宿毛市総合社会福祉センター	9:30 ~ 11:30
	宿毛市地域子育て支援センター	9:30 ~ 11:30

1歳6か月児・3歳児健康診査 対象児に個人通知します

日	場 所	受 付 時 間
3 水	宿毛文教センター	12:15 ~ 12:55

成人保健

【セット健診】特定健康診査および各種がん検診 ※各健診とも、単独での受診が可能です。

日	場 所	肺がん検診および結核検診	胃がん検診（バリウム検査）	特定健康診査 / 前立腺がん検診 / 大腸がん検診
20 土	咸陽小学校	8:00 ~ 9:00	8:00 ~ 9:00	9:00 ~ 10:00
25 木	二ノ宮集会所	8:00 ~ 8:40		9:00 ~ 10:00
	正和隣保館	13:00 ~ 13:40		13:30 ~ 14:30

肺がん検診および結核検診

日	場 所	受付時間
20 土	咸陽小学校	8:00 ~ 9:00
	宿毛警察署	9:20 ~ 10:00
	高石集会所	10:15 ~ 10:25
	和田集会所	10:40 ~ 11:10
	押ノ川集会所	11:20 ~ 11:50
25 木	二ノ宮集会所	8:00 ~ 8:40
	貝礎改良住宅 第一団地隣保館側広場	9:05 ~ 9:25
	ふれあいマーケット山奈	9:30 ~ 10:10
	手代岡隣保館下	10:20 ~ 10:40
	正和隣保館	13:00 ~ 13:40
	芳奈老人憩いの家	14:00 ~ 14:30
	馬場住集会所	14:40 ~ 15:00
	天神広場	15:10 ~ 15:20

心の健康相談

保健師による電話・面接相談を随時お受けしています。
 幡多福祉保健所では、精神科嘱託医の相談も行っています。

相談窓口

- 高知県幡多福祉保健所健康障害課
 精神保健福祉担当
 ☎ 0880-34-5124（直通）
 ☎ 0880-35-5979
- お酒の悩みごと相談 幡多断酒会 大江 拓
 ☎ 090-1173-4672
- 健康推進課 健康指導係 ☎ 63-1113

はなちゃんクイズ！クイズに答えて、はなちゃん特製缶バッジゲット！

Q: 身体や生活の気になることを一緒に考え、毎日の安心と楽しいをサポートする○○○ナース？

応募先

〒788-8686 宿毛市桜町2-1 宿毛市企画課
 「はなちゃんクイズ！」係 ☎ kikaku@city.sukumo.lg.jp

4月号の正解

A: コンビニ

応募方法

はがきかメールに ①住所②氏名③電話番号④クイズの答え
 ⑤「広報すくも」の感想を書いて応募先までご送付ください。
 5月15日（金）（消印有効）

発表

発表は発送をもって代えさせていただきます。（5名以上は抽選、発送は翌月20日頃）

新型コロナウイルス対策

マスク（立体型）の作り方

① 型紙を使って、表布用と裏布用を2枚ずつ作ります。

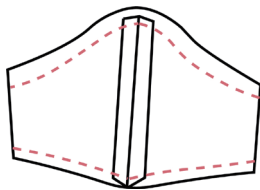
② 接着芯（シート状の接着剤）も型紙を使って2枚作り、表布2枚をアイロンで貼ります。

③ 表布用2枚を重ね、縫い代0.5cmで縫い合わせます。

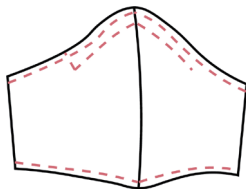


裏布も同様に縫い合わせます。

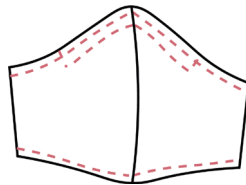
④ 表布と裏布を重ね縫い代0.5cmで上下を縫います。



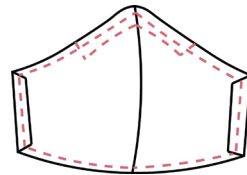
⑤ 表に返し、上の部分から0.5cm中心から左右5cmを縫います。その際に片方は、あけておきます。



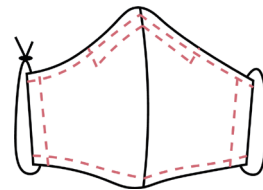
⑥ あけておいたところからテクノロートを入れ縫いとじます。



⑦ 両端を0.5cm、さらに1cm折って三つ折りにして縫います。



⑧ 20cm（目安）のゴムを1本ずつ両サイドに通し結びます。結び目を中に入れて完成です。



● ゴムの長さは調整してください。

● ②の接着芯、⑥のテクノロートがない場合は、とばしてください。

型紙

大人用

こども用



※縫い代を含むサイズ

問 健康推進課 ☎63-1113

日 曜	内 容	時間	場 所	問い合わせ先
10 日	宿毛市体協バドミントン大会	8:45	総合運動公園	宿毛市総合運動公園 ☎ 66-1467
	西南リーグ（ソフトボール）	9:00	宿毛市野球場	宿毛市総合運動公園 ☎ 66-1467
11 月	ふれあい保育	9:30	市内各保育園	市内各保育園
14 木	夜間市税納付窓口開設日	17:15	市役所税務課	税務課 ☎ 63-1115
	マイナンバーカード・電子証明書 夜間窓口開設日	17:15	市役所市民課	市民課 ☎ 63-1112
16 土	宿毛市・大月町中学校球技大会 （サッカー・バレー）	9:00	総合運動公園	宿毛市総合運動公園 ☎ 66-1467
	宿毛市・大月町中学校球技大会（野球）	9:00	宿毛市野球場	宿毛市総合運動公園 ☎ 66-1467
	宿毛市・大月町中学校球技大会（テニス）	9:00	平田公園	宿毛市総合運動公園 ☎ 66-1467
	第1回長距離記録会（～17日）	18:00	総合運動公園	佐賀町民館 ☎ 0880-55-2108
18 月	宿毛文教センター殺虫消毒日（全館休館）		宿毛文教センター	中央公民館 ☎ 63-2618
19 火	出張年金相談（予約制）	9:30	市役所	幡多年金事務所
	※予約は幡多年金事務所へ	13:00		☎ 0880-34-1616（自動音声案内）
20 水	あいさつ・声かけ運動	7:00	市内全域	青少年育成センター ☎ 63-4197
21 木	通学路安全の日	7:00	市内全域	青少年育成センター ☎ 63-4197
24 日	休日市税納付窓口開設日	9:00	市役所税務課	税務課 ☎ 63-1115
28 木	ほっと広場＊西 ～母推（ぼすい）さんの事業～	10:00	西地区防災コミュニティセンター	健康推進課 ☎ 63-1113
	夜間市税納付窓口開設日	17:15	市役所税務課	税務課 ☎ 63-1115
	マイナンバーカード・電子証明書 夜間窓口開設日	17:15	市役所市民課	市民課 ☎ 63-1112
29 金	認知症予防教室	14:00	聖ヶ丘病院	聖ヶ丘病院 ☎ 63-2146
31 日	第24回西日本選手権 幡多予選（野球）	9:00	宿毛市野球場	宿毛市総合運動公園 ☎ 66-1467

今後開催を予定しているイベント・行事等については、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため中止となる場合があります。

第6回宿毛マラソン開催中止のお知らせ

5月31日（日）に開催を予定していた「第6回宿毛マラソン」は、新型コロナウイルスの感染症拡大の状況を勘案し、大会を中止します。

これまで開催に向けて準備や安全対策を進めてきましたが、多くのランナーをはじめボランティア、また、沿道で応援される皆さんの健康と安全を最優先に考えやむを得ず中止せざるを得ないとの判断に至りました。参加申込をされた皆さんには、誠に申し訳ございませんが、ご理解くださいますようお願いいたします。

〔問〕 宿毛マラソン実行委員会 事務局 ☎66-1467（平日9時～17時15分/土・日・祝日を除く）

休日市税納付窓口開設日			
月	日	場 所	開設時間
5	24(日)	市役所税務課	9:00～17:00
※お昼休みも納付できます。			
夜間市税納付窓口開設日			
月	日	場 所	開設時間
5	14(木)	市役所税務課	17:15～19:00
	28(木)		

納付は **口座振替・コンビニ納付** が便利

高知けいば
パルス宿毛



5月 3・4・9・10・16・17・23・
24・30・31

6月 13・14・20・21・27・28

〈HP〉 <http://www.keiba.or.jp>
〈i-mode〉 <http://www.keiba.or.jp/i/>



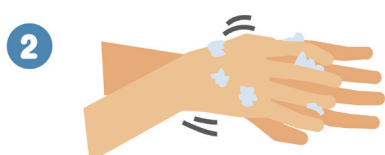
新型コロナウイルス対策

問 健康推進課 ☎63-1113

正しく手を洗いましょう



1 流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこすります。



2 手の甲をのばすようにこすります。



3 指先・爪の間を念入りにこすります。



4 指の間を洗います。



5 親指と手のひらをねじり洗いします。



6 手首も忘れずに洗います。

石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。

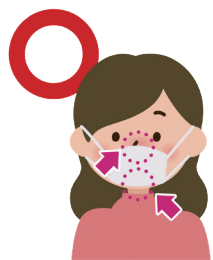
咳エチケットを心掛けましょう



何もせずに
咳やくしゃみをする



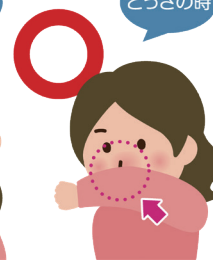
咳やくしゃみを
手でおさえる



マスクを着用する
(口・鼻を覆う)



ティッシュ・ハンカチで
口・鼻を覆う



袖で口・鼻を覆う

3つの密を避けましょう

換気の悪い**密閉空間**

多数が集まる**密集場所**

間近で会話や発生をする**密接場面**



クラスター（集団）感染発生リスクが高くなります

※共同で使う物品には消毒などを行ってください。

本誌に掲載されている今後開催を予定しているイベント・行事・保健事業などについては、
新型コロナウイルスの感染拡大防止のため中止となる場合があります。